第三条のうち、租税特別措置法施行令第二十七条の四第五項を同条第四項とし、同項の次に一項を加える改正規定のうち、同条第五項第一号ロ中「、第二項及び第四項」を「及び第六項」に改め、同項第二号イ(1)中「同項」の下に「(法第四十二条の三の二第三項第二号の規定により読み替えられた同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同改正規定中同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして三項を加える改正規定中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「三項を」を「二項を」に改め、同改正規定のうち、同条第一項中「政令」を「他の通算法人の全てが中小企業者に該当するものとして政令」に改め、「適用除外事業者」の下に「(同項第八号の二に規定する政令で定めるものを除く。)」を加え、同条第二項中「の事業年度」を「の同項に規定する事業年度」に、「おける当該通算子法人の」を「は、当該通算子法人に対する」に、「同項中「中小企業者(」とあるのは「法人(」と、「いずれか」とあるのは「当該通算法人である法人に係る通算親法人である農業協同組合等以外のいずれか」を「当該通算子法人は、同項に規定する中小企業者に該当するもの」に改め、同改正規定中同条第三項を削り、同条に一項を加える改正規定中「一項を」を「二項を」に改め、同条第三十三項を同条第四十一項とし、同項の前に次のように加える。

40　法第四十二条の四第八項第三号の通算法人又は同号イの他の通算法人に係る第十二項から第十六項まで、第十八項から第二十三項まで及び第三十六項から前項までの規定の適用については、同条第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人には同号イの他の通算法人を、適用年度には同号イの他の通算法人の同条第八項第二号に規定する他の事業年度を、基準年度比売上金額減少割合には基準年度比合算売上金額減少割合を、それぞれ含むものとする。

第三条中租税特別措置法施行令第二十七条の六の改正規定を次のように改める。

第二十七条の六第七項中「法第四十二条の四第八項第九号」を「他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人に該当する場合における通算法人を含むものとし、法第四十二条の四第十九項第九号」に改め、同条第八項中「第四十二条の六第六項」を「第四十二条の六第五項」に改め、同条第九項を削る。

第三条中租税特別措置法施行令第二十七条の十一の三の改正規定を次のように改める。

第二十七条の十一の三中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加える。

第三条のうち租税特別措置法施行令第二十七条の十二の三第七項及び第二十七条の十二の四第五項を削る改正規定中「第二十七条の十二の三第七項及び第二十七条の十二の四第五項」を「第二十七条の十二の四第四項中「法第四十二条の四第八項第九号」を「他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人に該当する場合における通算法人を含むものとし、法第四十二条の四第十九項第九号」に改め、同条第六項」に改める。

第三条中租税特別措置法施行令第二十七条の十二の四第五項を削る改正規定の次に次のように加える。

第二十七条の十二の五第一項中「第四十二条の十二第五項第三号」を「第四十二条の十二第六項第三号」に改め、同条第二項中「同条第五項第九号」を「同条第六項第九号」に改め、同条第三項第二号ロ及び第四項中「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「他の連結法人」を「他の通算法人」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第四十二条の十二の五第三項第六号ロに」を「第四十二条の十二の五第三項第六号に」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の五第三項第六号ロ」を「第四十二条の十二の五第三項第六号」に、「同号ロ」を「同号」に、「に対する給与等の支給額」を「(同項第五号に規定する国内新規雇用者をいう。以下この条において同じ。)に対する給与等(同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。)」に改め、同項第二号中「第四十二条の十二の五第三項第六号ロ」を「第四十二条の十二の五第三項第六号」に、「同号ロ」を「同号」に改め、同イ中「。イにおいて同じ。」及び「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度」を削り、「前一年事業年度等」を「前一年事業年度」に改め、「(当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第十二項」を「第十一項」に、「(第九項」を「(第八項」に、「当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度。第九項」を「第八項」に、「前事業年度等」を「前事業年度」に、「第五項第一号若しくは第二号イ若しくはロ又は前項第一号若しくは」を「前項第一号又は」に改め、「(当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額)」を削り、同項第一号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、」を削り、「第九項第二号」を「第八項第二号」に、「には基準日」を「には、基準日」に改め、同項第二号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、」を削り、「には基準日」を「には、基準日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「(当該被合併法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。)」を削り、「各事業年度等」を「各事業年度」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「前事業年度等」を「前事業年度」に、「若しくは第二号イ若しくはロ又は第六項第一号若しくは」を「又は」に改め、「(当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額)」を削り、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項第一号イ及びロ中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該期間内の日を含む連結事業年度。」を削り、同項第二号イ中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、」を削り、「には基準日」を「には、基準日」に改め、同号ロ中「(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度」及び「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、」を削り、「には基準日」を「には、基準日」に改め、同号ハ中「(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度」及び「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、」を削り、「には基準日」を「には、基準日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「(当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度。以下この項及び次項において「事業年度等」という。)」を削り、「各事業年度等」を「各事業年度」に、「事業年度等(」を「事業年度(」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「各事業年度等」を「各事業年度」に、「分割事業年度等に」を「分割等事業年度に」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第七項及び第九項」を「第六項及び第八項」に改め、同項第一号中「当該前日を含む事業年度等」を「前事業年度」に、「前事業年度等が」を「前事業年度が」に改め、同号イ中「前事業年度等の」を「前事業年度」に、「第十五項第一号」を「第十四項第一号」に改め、「その事業年度に該当する場合には当該開始の日前一年以内の日を含む連結事業年度とし、」及び「又は連結事業年度」を削り、同号ロ中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度とし、」及び「又は連結事業年度」を削り、同項第二号中「前事業年度等の」を「前事業年度」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項第二号中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「(当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八条の十五の六第一項第二号に規定する教育訓練費の額)」を削り、「第七項の」を「第六項の」に、「第七項各号」を「第六項各号」に改め、同項第一号中「当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度)」を削り、「第十一項」を「第十項」に、「第二十項」を「第十九項」に改め、「(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前一年以内に開始した連結事業年度。次号において「事業年度等」という。)」及び「又は連結事業年度」を削り、同項第二号中「事業年度等」を「事業年度」に改め、「又は連結事業年度に該当する場合には、